

様式⑥

【陳述書(法人用)別紙】

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒 ー			
	(フリガナ)			役職	
	氏 名				
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和	年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性
2	住 所	〒 ー			
	(フリガナ)			役職	
	氏 名				
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和	年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性
3	住 所	〒 ー			
	(フリガナ)			役職	
	氏 名				
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和	年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性
4	住 所	〒 ー			
	(フリガナ)			役職	
	氏 名				
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和	年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性
5	住 所	〒 ー			
	(フリガナ)			役職	
	氏 名				
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和	年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性

【注意事項】

- 入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
【陳述書に記載すべき法人の役員の範囲】
株式会社、有限会社 :取締役、監査役、会計参与及び執行役
持株会社(合名会社、合資会社、合同会社) :社員
その他の法人 :上記や役員等に準じる者
※ なお、役員が法人の場合は、当該法人の役員についても陳述する必要があります。
- 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

様式⑥(記載例)

【陳述書(法人用)別紙】

【記載例】入札者（買受申込者）が法人の場合

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 奈良市〇〇町1丁目△△番××号		法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を併せて提出してください。	
	(フリガナ)	ヤマト ハナコ			
	氏名	大和 花子		役職	代表取締役
	生年月日	☐ 大正 ☒ 昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 ☐ 平成 ☐ 令和		性別	☐ 男性 ☒ 女性
2	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 奈良市〇〇町5丁目▽▽番□□号			
	(フリガナ)	ミカサ サブロウ			
	氏名	三笠 三郎		役職	取締役
	生年月日	☐ 大正 ☒ 昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 ☐ 平成 ☐ 令和		性別	☒ 男性 ☐ 女性
3	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 奈良市××町3丁目□□番〇〇号			
	(フリガナ)	ナラ シカオ			
	氏名	奈良 鹿男		役職	会計参与
	生年月日	☐ 大正 ☒ 昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 ☐ 平成 ☐ 令和		性別	☒ 男性 ☐ 女性
4	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 奈良市××町1丁目××番△△号			
	(フリガナ)	ダイブツ タロウ			
	氏名	大仏 太郎		役職	監査役
	生年月日	☐ 大正 ☒ 昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 ☐ 平成 ☐ 令和		性別	☒ 男性 ☐ 女性
5	法人の業務の執行または監査に係る権限を有する者を全員記載してください。 【陳述書に記載すべき役員範囲の例】				
	株式会社および有限会社 : 取締役、監査役、会計参与および執行役				
	合名会社、合資会社および合同会社 : 社員				
	その他の法人 : 上記役員等に準ずる者				
なお、役員が法人の場合は、当該法人の役員についても陳述する必要があります。					
☐ 男性 ☐ 女性					

【注意事項】

- 入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
 - 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
 - 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 【陳述書に記載すべき法人の役員範囲】
- | | |
|----------------------|---------------------|
| 株式会社、有限会社 | : 取締役、監査役、会計参与及び執行役 |
| 持株会社(合名会社、合資会社、合同会社) | : 社員 |
| その他の法人 | : 上記や役員等に準じる者 |
- ※ なお、役員が法人の場合は、当該法人の役員についても陳述する必要があります。
- 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。